

単価契約仕様書

環境政策局南部クリーンセンター

(担当 田村、東端 611-5363)

件 名	(単価契約) アッシュエース (南部クリーンセンター)
形状・寸法	仕様のとおり
予 定 数 量	100,000kg (ただし、発注回数、数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 納入場所 京都市伏見区横大路八反田29番地 京都市南部クリーンセンター構内</p> <p>2 予定数量 100,000kg (1回当たりの発注は、約2,000kgを目安とする。) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>3 薬品の仕様 納入薬品は、以下の製品と同等の仕様を満たすこと。 製品名：アッシュエース 用 途：飛灰処理キレート 製造会社名：カナデビア株式会社</p> <p>4 飛灰の試験 (1) 重金属含有量試験及び溶出試験の実施 落札業者は、契約開始期間後速やかに本クリーンセンターの飛灰について、「環境庁告示13号 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(公布日昭和48年2月17日)(最終改定令和2年3月30日 環境省告示35号)」で定める重金属含有量試験、溶出試験及び薬剤添加後の溶出試験(薬剤添加率を変えて3点)の報告書を提出すること。 なお、溶出試験の試験項目は「5 溶出試験方法等」で定めたものとし、薬剤添加率については別途指示する。 また、2か月に1回以上、溶出試験及び薬剤添加後の溶出試験(薬剤添加率を変えて3点)を実施するとともに、実機での処理灰の溶出試験も実施し、報告書を提出すること。 これらの試験に要する費用は落札業者の負担とする。</p> <p>(2) 施設飛灰の提供場所・日時 提供場所は、本クリーンセンターとし、提供日は開札日の翌日とする。 ただし、開札日が金曜日の場合は翌週の月曜日とする。</p>

	<p>提供時間は、9：30から15：30（ただし、12：00から13：00を除く）。</p> <p>なお、契約業者は、飛灰受け渡しの際（別添1）の受領書を提出すること。</p> <p>また、溶出試験及び薬剤添加後の溶出試験（2か月以内に1回以上実施）に用いる飛灰の提供は別途指示する。</p>
5	<h3>溶出試験方法等</h3> <p>薬剤添加率重量比4%以下で処理した飛灰の重金属等の溶出量が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1号及び同条第3号の規定に基づく「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第5号）」で定める別表第一（第1条、第3条関係）の中の以下の項目を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水銀またはその化合物 (2) カドミウムまたはその化合物 (3) 鉛またはその化合物 (4) 六価クロムまたはその化合物 (5) 硒素またはその化合物 (6) セレンまたはその化合物 (7) 1、4-ジオキサン
6	<h3>有害ガス発生試験</h3> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実機において、混練時に発生する二硫化炭素濃度及びアンモニア濃度の作業環境評価基準等（注）を下回ること。 (2) (1)を確認するために年2回（初回納入してから1か月以内）実機処理時において空気中の二硫化炭素及びアンモニア測定を本クリーンセンターの職員立会いのもと実施し、報告すること。 <p>測定器具は、北川式検知管を使用するものとし、測定箇所は1か所とする。</p> <p>実施時期は、別途指示するものとし、測定に要する費用は納入者の負担とする。</p> <p>（注） 二硫化炭素：「作業環境評価基準（昭和63年9月1日労働省告示第79号）」</p> <p>アンモニア：「日本産業衛生学会の許容濃度」</p>
7	<h3>納入日時及び体制など</h3> <ul style="list-style-type: none"> (1) 納入日時は、原則、土・日・祝日を含む、午前6時から8時までにおこなうこと。（午前6時前に納品することは避けること。）ただし、本クリーンセンターの指定する日及び時間に納入が難しい場合は、本市担当に連絡し、納入の可否について協議をおこなうこと。 (2) 本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に納入できる体制を整備すること。発注から納入まで5営業日以内を原則とし、遅れる

	<p>場合には速やかに連絡をおこなうこと。</p> <p>(3) 大型連休(ゴールデンウィーク、盆、及び年末年始)時にも本薬品を納入できる体制を極力確保すること。</p> <p>(4) 発注の連絡は、内容を確実に伝達し保存できる手段(メール、またはFAX)を原則とするが、発注日、及び納品量の変更が生じた場合はこの限りではない。</p> <p>(5) 本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書(別紙)を事前に提出すること。</p>
8	<h3>納入方法</h3> <p>(1) 納入は、専用ローリー車でおこなうこと。</p> <p>(2) 接続金具は、本クリーンセンターの指定したものであること。</p> <p>(3) 接続金具着脱時のドレンや配管のドレンは、契約業者にて用意した容器で受けて持ち帰る等、適正に処理すること。</p> <p>また、納入後こぼれたドレンは、水洗を含む清掃をおこない適正に処理すること。</p> <p>(4) 納入時は、異物や水分の混入等により、当クリーンセンターの受入設備、吹込み設備等に支障をきたさぬよう納入品の品質管理を徹底すること。もし、不備等をきたした場合においては、契約業者の負担により、製品の回収及び当クリーンセンターの設備機器等の点検整備を本市立会いのもとおこなうこと。</p> <p>(5) 納入時の駐車は、納入場所到着後、バックで駐車位置に進入しローリー車を駐車させ、車止めなどの安全対策を講じること。</p>
9	<h3>納入時の提出物</h3> <p>納入時は、納入数量が分かるもの(計量証明書など)、及び検査成績書(納入する薬品の仕様が分かるもの)を提出すること。</p> <p>また、初回納入時は、安全データーシート(SDS)を提出すること。(書面、または通知事項が記載されたホームページのアドレス(二段階認証その他のこれに代わるものも含む。))</p>
10	<h3>支払いについて</h3> <p>(1) 本市は、納入時の提出物(納入数量が分かるもの)、及び請求書を確認のうえ、代金を支払うこととする。</p> <p>(2) 支払いは、納品書、及び請求書受領後、1ヶ月ごとに前月分を支払うこととする。</p>
11	<h3>その他</h3> <p>(1) 契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。</p> <p>(2) 本クリーンセンターの指定する時間帯以外、構内での待機はおこなわないこと。</p>

	(3) その他詳細については、本クリーンセンターの本市職員と協議のうえ決定するものとする。
--	---

(別添1)

京都市環境政策局
南部クリーンセンター

受 領 書

当社は

南部クリーンセンター の飛灰を受領いたしました。

なお、受領した飛灰は令和8年度用の焼却飛灰重金属安定剤の性能確認試験以外に使用いたしません。また測定結果は、一切外部に公表いたしません。

また、飛灰の保管及び廃棄については、法令の規定に従い適切に行います。

受領日 令和 年 月 日

会社名 印
担当者

以上

(別紙)

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

- 1 契約件名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 氏名又は代表者の職・氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを作成して下さい。（再々委託以降の再委託も同じ。）